

北海道地方独立行政法人評価基本方針

北海道地方独立行政法人評価委員会
平成20年2月22日決定

この基本方針は、北海道地方独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が、地方独立行政法人（「以下、「法人」という。）の業務実績の評価を行うにあたり、基本的な事項について定めたものである。

1 評価の基本方針

- (1) 中期計画の実施状況及び中期目標の達成状況を確認し、評価する。
- (2) 評価を通じ、法人の業務運営等の改善・質的向上に資する。
- (3) 法人化を契機とした取組を積極的に評価する。
- (4) 法人の運営状況を道民に分かりやすく示す。
- (5) 中期目標・中期計画について、一層適切なものとなるよう見直し、必要に応じて修正を求める。

2 評価の種別

(1) 各事業年度における業務の実績に関する評価（年度評価）

年度評価は、評価委員会が行う「項目別評価」と「全体評価」により実施する。

① 項目別評価

項目別評価は、法人が年度計画の項目ごとに行う「自己点検・評価」の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況について調査・分析をし、評価を行う。

② 全体評価

全体評価は、「項目別評価」の結果を踏まえ、法人の業務実績全体について記述式により総合的に評価を行う。

(2) 中期目標期間における業務の実績に関する評価（中期目標期間評価）

中期目標期間評価は、評価委員会が行う「項目別評価」と「全体評価」により実施する。

① 項目別評価

項目別評価は、法人が中期目標の項目ごとに行う「自己点検・評価」の結果を踏まえ、中期目標の達成状況について調査・分析をし、評価を行う。

② 全体評価

全体評価は、「項目別評価」の結果を踏まえ、法人の業務実績全体について記述式により総合的に評価を行う。

3 その他

- (1) 評価に当たっては、評価に関する作業が法人に過度の負担とならないよう留意する。
- (2) 道民への説明責任を果たすため、評価は分かりやすく公表するよう工夫する。
- (3) 中期目標期間終了年度の前年度において、それまでの期間における中期目標の達成及び業務等の改善の状況について調査・分析を行い、次期中期目標の策定に当たっての留意すべき点を整理する。
- (4) この基本方針は、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ見直しを行う。
- (5) 「年度評価」及び「中期目標期間評価」の方法については、別途、評価実施要領で定める。